

サービス管理責任者の実務経験要件について

[平成18年9月29日厚生労働省告示第544号(改正:平成29年3月29日厚生労働省告示第98号)]

下記の(1)~(3)のうち、いずれかに該当する者

- (1) a及びbの期間が通算して5年以上である者
- (2) cの期間が通算して10年以上である者
- (3) aからcまでの期間が通算して3年以上かつdの期間が通算して3年以上である者

業務の範囲		業務内容	実務経験年数	
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	① 相談支援の業務	i 地域生活支援事業、障害児相談支援事業※1、身体障害者相談支援事業※1、知的障害者相談支援事業の従業者※1	bと通算して5年以上	
		ii 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターの従業者 [障害児通所支援事業 ※2]		
		iii 障害者支援施設※3、障害児入所施設※4、老人福祉施設※5、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設※6、地域包括支援センターの従業者		
		iv 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者 [障害者雇用支援センター ※7]		
		v 特別支援学校(進路指導及び教育相談の業務)の従業者 [これに準ずる機関として特別支援学級が該当 ※8]		
		vi 保険医療機関の従業者のうち、次のいずれかに該当する者 1 社会福祉主事任用資格を有する者※12 2 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者 [訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者等が該当(訪問介護員養成研修1級・2級課程修了者、介護職員基礎研修修了者、介護職員初任者研修修了者、実務者研修修了者、介護福祉士) ※13] 3 dに掲げる資格を有する者並びにaの i から v までに掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上の者		
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	② 直接支援の業務	(i) 障害者支援施設※3、障害児入所施設※4、老人福祉施設※5、介護老人保健施設※6、保険医療機関の療養病床の従業者	aと通算して5年以上	
		(ii) 障害福祉サービス事業※9、障害児通所支援事業※10、老人居宅介護等事業※11の従事者		
		(iii) 保険医療機関、保険薬局、訪問看護事業所の従業者 (iv) 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所の従業者 (v) 特別支援学校(職業教育の業務)の従業者 [これに準ずる機関として特別支援学級が該当 ※8]		
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	b	上記(i)~(v)に掲げる者であって、下記1~4の資格を有して直接支援業務に従事した者 1 社会福祉主事任用資格を有する者※12 2 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者[訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者等が該当(訪問介護員養成研修1級・2級課程修了者、介護職員基礎研修修了者、介護職員初任者研修修了者、実務者研修修了者、介護福祉士) ※13] 3 保育士※14 4 児童指導員任用資格者※15、精神障害者社会復帰指導員任用資格者※16	aと通算して5年以上	
		c	上記(i)~(v)に掲げる者であって、bの1~4の資格に該当せず直接支援業務に従事した者	10年以上
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	③ 有資格者等	d	次の国家資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間が3年以上 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士	a~cに従事した期間が通算して3年以上

①相談支援の業務とは

身体上若しくは精神上の障害があること又は、環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

②直接支援の業務とは

身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

(注)	<p>1 ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。(H18.6.23 厚生労働省事務連絡)</p> <p>2 国家資格等による業務に3年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合はどちらとしてもカウントしてよい。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は、6年以上の実務経験ではなく、3年以上の実務経験で良いことになる。(H18.6.23 厚生労働省事務連絡、H29.3.29改正告示)</p>
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※1	厚生労働省告示第544号より、「障害児相談支援事業」とは、改正前の児童福祉法第6条の2第1項に規定する障害児相談支援事業、「障害者相談支援事業」とは、改正前の身体障害者福祉法第4条の2第1項に規定する身体障害者相談支援事業、「知的障害者相談支援事業」は、知的障害者福祉法第4条2規定する知的障害者相談支援事業をいう。
※2	実務経験となる障害児関連施設として、児童相談所の他に、障害児通所支援事業が該当する。(H18.11.2 厚生労働省Q&Aを準用)
※3	「障害者支援施設」とは、障害者総合支援法第5条第12項より、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型)行う施設をいう。
※4	「障害児入所支援」とは、児童福祉法第6条の2に基づく、障害児入所施設に入所し、又は指定医療機関に入院する障害児に対して行われる保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに障害児入所施設に入所し、又は指定医療機関に入院する障害児のうち知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童に対し行われる治療をいう。
※5	「老人福祉施設」とは、老人福祉法第5条の3に基づく、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。
※6	「介護老人保健施設」とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設として、介護保険法第94条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。
※7	障害者雇用支援センター(改正前の平成18年9月29日告示第544号に記載)は、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律により廃止となったが、あっせん型は障害者就業・生活支援センターに、その他は就労移行支援事業所に移行されているため、実務経験に含める。
※8	特別支援学校(職業教育の業務)の従業者これに準ずる機関は、H18年6月26日主管課長会議資料の参考1「サービス管理責任者の実務経験」に、特別支援教育における進路相談・教育相談に従事するものと記載されていることから、特別支援学級を該当とする。
※9	「障害福祉サービス」とは、障害者総合支援法第5条第1項に基づく、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護(平成26年4月から共同生活援助(グループホーム)に一元化)、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービスを行う事業をいう。
※10	「障害児通所支援事業」とは、児童福祉法第6条の2に基づく、障害児通所支援を行う事業をいう。「障害児通所支援」とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援をいう。
※11	「老人居宅介護等事業」とは、老人福祉法第10条の4第1項第1号の措置に係る者又は、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく訪問介護に係る居宅介護サービス費、夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与する事業をいう。
※12	「社会福祉士主任任用資格を有する者」とは、社会福祉士の資格を有する者、又は大学等において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者など、社会福祉法第19条第1項の各号のいずれかに該当する者をいう。
※13	H18年6月26日主管課長会議資料の参考1「サービス管理責任者の実務経験」に、訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者等と記載されている。また、介護保険法施行規則の一部改正に伴い研修の課程が見直され、平成25年4月1日より、介護職員養成研修課程(介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修1級課程、2級課程及び3級課程)(以下、「旧課程」という。)は、「介護職員初任者研修課程」へ一元化されたが、平成24年3月28日老振発0328第9号「介護職員養成研修の取扱細則について」6(1)より、旧課程を修了している者については、すべて介護職員初任者研修の修了の要件を満たしているものとして取り扱うこととされ、同じく6(3)・(6)より、看護師等の資格を有する者については、施行までの間は改正前の介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する一級課程修了相当とみなして引き続き業務に従事することが可能であり、施行後は介護職員初任者研修修了の要件を満たしているものとして、引き続き業務に従事することが可能である。
※14	「保育士の資格を有して直接支援業務に従事した者」とは、②直接支援の業務(i)～(v)に該当する施設の従業者であり、障害児に対して直接支援を行った期間のみが実務経験として認められる。よって、健常児の保育に従事した期間は実務経験として認められない。なお、市町村が、障害児保育を行う保育所等として加配保育士の配置を認め、その保育所等で障害児を直接担当した場合(クラス担任等)は実務経験に含まれる。
※15	「児童指導員任用資格者」とは、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者、小学校、中学校、高等学校の教諭の資格を持つ者、大学の学部で心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科を修めて卒業した者、大学院で心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科を修めて卒業した者、児童福祉事業に従事した者(高校卒業2年以上、その他3年以上)など、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条各号のいずれかに該当する者をいう。
※16	「精神障害者社会復帰指導員任用資格者」とは、高等学校卒業で2年以上精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務に従事した者など、精神障害者社会復帰施設の整備及び運営に関する基準第17条第3項各号のいずれかに該当する者をいう。